

## 事業の目的・概要

海外市場への販路拡大は、少子高齢化により縮小傾向にある国内市場の先行き不安を打開するための重要な戦略の一つです。  
海外への販路拡大において更なるステップアップを目指そうとする中小企業、域外広域力を強化し域外取引の赤字体質脱却を課題とした、製造業分野における「新たな海外販路開拓支援」を今後の有効な取り組み方策として位置づけます。

## 補助対象

## (1)対象事業者

中小企業信用保険法第2条第1項第1号(※)及び第2号に規定する会社(資本金3億円以下・常時従業員数300人以下の製造業など)または個人、第3号に規定する中小企業等協同組合、第10号に規定する酒造組合。かつ、県内に事務所または事業所を有する事業者。 ※農業、林業(素材生産業等を除く)、漁業は対象外。

## スケジュール

4月	事業計画書の募集
5月	第一次審査
6月	第二次審査
	採択案件の内定、補助金交付申請 交付決定
随時	事業遂行状況の報告
	事業報告書の提出、完了検査、補助金の交付
2月	事業の完了、実績報告書の提出

事業区分	事業概要	経費区分	補助対象経費	補助率
①海外見本市出展事業 補助上限額500千円/回 (6回分)	自社が取り扱う対象商品を売り込むため、単独で海外見本市へ出展し、バイヤー等との書津案を通じて、新たな販路を切り拓く事業を支援する。	出展小間料	負担金、会場賃借料など、小間設営に知事が必要と認める経費	3分の2以内
	対象見本市:JETROが出展または出展を支援、かつ、JETRO又は本県と連携協定を締結している企業の事務所又は支店が所在する海外の都市で開催する見本市			
②販売拠点進出調査事業 補助上限額 3,000千円×3者	海外市場開拓に向け、県内に事業所を残しつつ、現地で販売拠点を立ち上げるため、対象商品群に係るマーケティング調査やテスト販売を通じて、自社の進出計画案の実現可能性を検証し、その結果を活かして販売拠点の設置につなげる事業を支援する。	マーケティング調査費	謝金、委託費、旅費、翻訳通訳費、雑役務費など、マーケティング調査に知事が必要と認める経費	3分の2以内
	対象地域の要件:対象拠点地域に既存の販売拠点事務所等を持っていないこと。JETRO又は本県と連携協定を締結している企業の事務所又は支店が所在する海外の都市で販売拠点設置を目指すこと。	テスト販売費	謝金、会場賃借料、委託品、旅費、海外輸送費、広報費、翻訳通訳費、雑役務費など、テスト販売に知事が必要と認める経費	
		その他の経費	その他知事が必要と認める経費	

## ◆JETROの支援について

新輸出大国コンソーシアム(事務局:JETRO)奈良窓口((公財)奈良県地域産業振興センター内)による支援相談も含みます。

(お問い合わせ先)〒630-8031 奈良県奈良市柏木町129-1

奈良県産業振興総合センター 経営支援課 TEL 0742-33-0817